

SJSU SAN JOSÉ STATE  
UNIVERSITY



# STUDENT CONDUCT AND ETHICAL DEVELOPMENT

Administration Building, Room 269  
(408) 924-5985  
[studentconduct@sjsu.edu](mailto:studentconduct@sjsu.edu)  
[www.sjsu.edu/studentconduct/](http://www.sjsu.edu/studentconduct/)

## MISSION STATEMENT

学生行動規範・倫理振興部は、安全かつ開かれた生活と学びの環境を支えながら、学生の指導プロセスが公正かつ一貫性を持って管理されることを推進します。学生行動規範・倫理振興部は、共感、倫理、公平さ、誠実性、および尊敬に基づく理念を貫きます。

# STUDENT CONDUCT CODE

以下のような行動をとった学生に対して、懲戒処分を行います。

- 1** 不正行為
  - A. 学問上の不正
  - B. 不正な情報提供
  - C. 偽造
  - D. 詐称
- 2** 大学内への不法侵入および大学所有物の不正利用
- 3** 妨害
- 4** 妨害行為
- 5** 交通の流れを妨げる
- 6** 不道徳、または秩序を乱す行為
- 7** 他人の健康や安全を脅かす行為
- 8** いじめ
- 9** 違法薬物の所持または使用
- 10** アルコール飲料
- 11** 窃盗または横領
- 12** 物的損害
- 13** 銃器や武器
- 14** 許可なく教材等を流布すること
- 15** コンピューター・リソースの乱用
- 16** 公表された方針を破る
- 17** 不遵守
- 18** 違法行為
- 19** 学生の行動規範に違反する
- 20** 他人に違法行為を促す行為

# ACADEMIC INTEGRITY POLICY

## 1.1 Cheating (カンニング)

1.1.1 盗用

1.1.2 評価済みの課題を再び提出する

1.1.3 評価済みの課題を再び提出する

1.1.4 禁止された資料を使用したり、参考にする行為

1.1.5 評価を決める過程に関与する

1.1.6 代理人を使用したり、自分が代理人になる

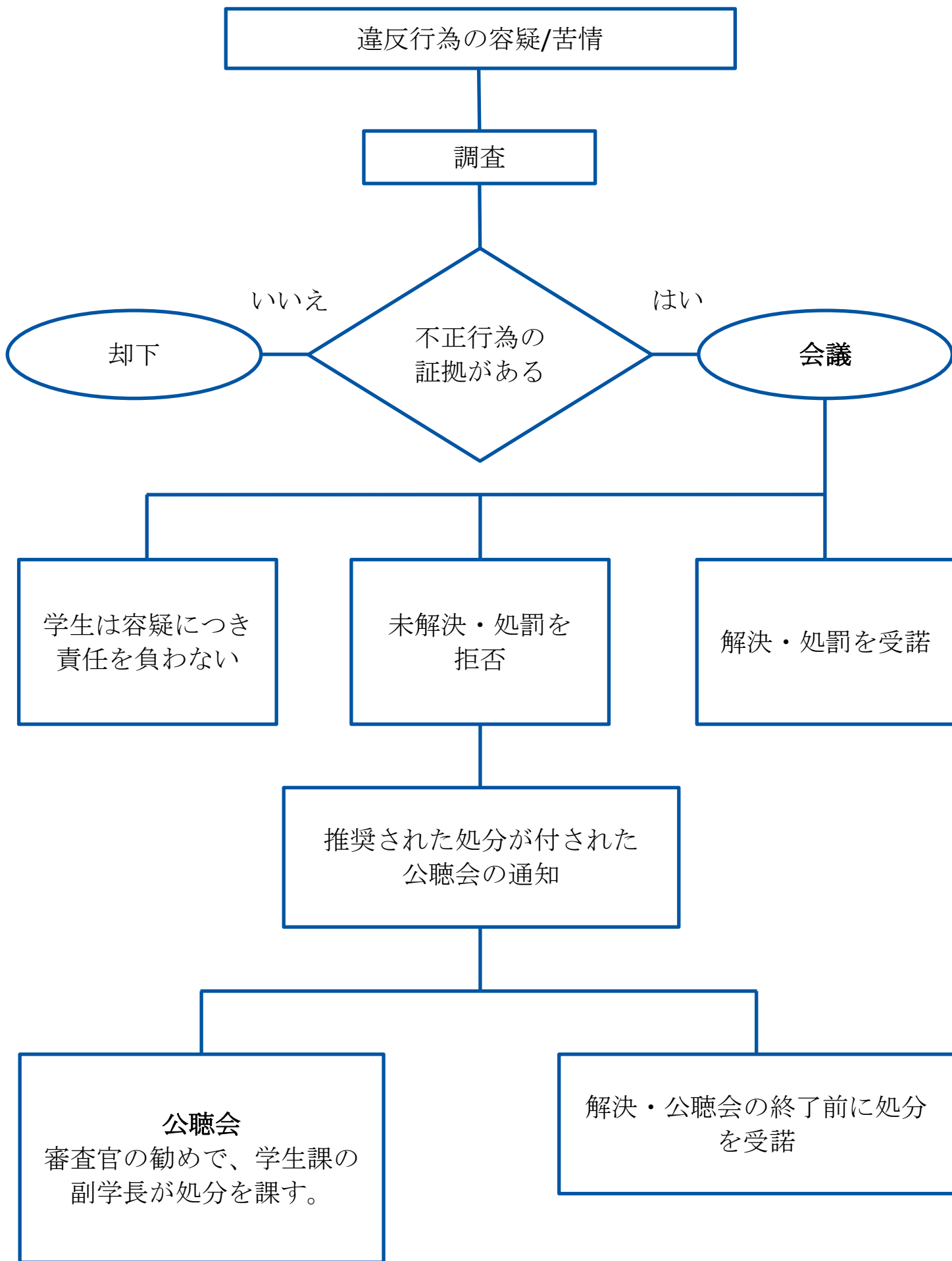
1.1.7 他人を騙したり、虚偽の情報を伝える行為。これは他人に加担することも含む

## 1.2 Plagiarism (剽窃)

1.2.1 著者や出典を正しく示さずに、他人のアイデアを無断で拝借すること

1.2.2 他人の知的財産を自分のものとして発表すること

# STUDENT CONDUCT PROCESS



# CSU EXECUTIVE ORDER 1098

学生の懲戒事件において、サンノゼ州立大学が従うべき処分を律則する。CSU Executive Order 1098 ([r.sjsu.edu/EO1098](http://r.sjsu.edu/EO1098)) は、学生行動規範プロセスにおける学生の権利や責任について記述している。

## **CONFERENCE (会議)**

会議は、学生行動規範管理者と学生行動規範に違反している容疑に問われている学生との間で行われる。

## **HEARING (公聴会)**

以下の場合、公聴会プロセスが始まる。

- a) 学生が会議に欠席、もしくは協力を拒否する場合
- b) 決議合意書 が書面で提出されていない場合
- c) 学生が、学生行動規範を違反したことを認めてはいるが、提案された処分に不服な場合。

審査官が処分を勧め、学生課の副学長が最終決断を下す。

# SANCTIONS

会議で合意される、もしくは公聴会で課される可能性がある。

## 賠償

損失、損害、または怪我の賠償。

## 奨学金援助の廃止

いかなる種類の州の補助金も、条件を付したり、制限されたり、キャンセルされたり、拒否されることがあり得る。

## 教育的措置または是正措置

同じ種の不正行為を阻止するための、違反行為により決定される是正措置。

## キャンパスや大学関係者へのアクセスを制限

ある一定の期間、学生は以下の場所や人へのアクセスが禁止される。

- (1) 大学の敷地内
- (2) 特定の個人とのやりとり

## 懲戒保護観察

今後の行動により学生としての地位を維持できるかが決定される一定の期間。

## 停学

一定期間の学籍処分

## 退学

カリフォルニア州立大学システムからの永久的な除籍処分

# FREQUENTLY ASKED QUESTIONS

**アドバイザーが立ち会ってもいいですか？**

観察し、アドバイスを提供するという役割に限り、アドバイザーに同伴してもらうことが可能です。

**アドバイザーは弁護士でもいいですか？**

サンノゼ州立大学の方針として、学生の行動規範に関する手続きでは、弁護士の立会いは認めていません。以下が例外です。

- a) 審査中の刑事（重罪）罪である
- b) 推奨される処分が除籍である
- c) 性的違法行為である

学生行動規範・倫理振興部に、最低5日前までに弁護士の同伴について書面にて通知しなければなりません。

**成績書に反映される内容はありますか？**

懲戒保護観察、停学、退学は学生の学業成績書に記録されます。一時的な記録は、処分の期間中に使用され、その後懲戒保護観察と停学のために削除されます（一年未満）。

**どのような基準の証拠が使用されていますか？**

証拠の優越、つまり証明の程度によります。

**自分の懲戒ファイルを見ることができますか？**

学生行動規範・倫理振興部のオフィスにて、両者にとって都合の良い時間を設定し、自分の懲戒ファイルを詳しく見ることができます。